

現場代理人の常駐義務緩和措置の見直しについて（お知らせ）

日出町公共工事請負契約約款第10条に規定する現場代理人について、本町が特に認める場合に限り、他の工事の現場代理人との兼任を一部認め、その常駐義務の緩和措置を行っていますが、今回下記のとおり、要件の拡大、手続きの簡素化について見直しを行いました。

記

1 現場代理人の兼任を認める要件

次に掲げる要件をすべて満たす場合は、2件の工事（それぞれの工事の請負代金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。））まで、現場代理人の兼任を認めます。

- (1) それぞれの工事が、いずれも日出町の発注（発注者が日出町長であるもの）で、発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能であること。
- (2) それぞれの工事現場が、直線距離で10キロメートル以内にあること。
- (3) それぞれの工事の請負代金額の合計が、4,000万円未満（建築一式工事のみの組合せについては、8,000万円未満）であること。

2 手続

現場代理人を兼任しようとする場合は、受注者は、次に掲げる手続を行ってください。

- (1) 現場代理人及び主任技術者等選任（変更）通知書と同時に、現場代理人兼任届出書（別紙）に所定の事項を記入し、当該工事担当者の承諾を得た上で、財政課契約検査係へ提出してください。
- (2) 兼任する他の工事についても、現場代理人兼任届出書に所定の事項を記入し、当該工事担当者の承諾を得た上で、財政課契約検査係へ提出してください。

3 その他

現場代理人を兼任する工事については、次に掲げる事項に留意してください。

- (1) 受注者は、兼任するそれぞれの工事において監督員と常に連絡が取れる体制を確保し、その連絡体制について施工計画書により提出するとともに、工事の施工にあたり、特に適正な工事現場の安全管理、住民対応等に配慮してください。
- (2) 現場代理人は、主任技術者を兼ねることができます。
- (3) 設計変更により、それぞれの工事の請負代金額の合計が4,000万円以上（建築一式工事のみの組合せについては、8,000万円以上）となった場合は、現場代理人の兼任はできなくなりますので、現場代理人選任（変更）届により現場代理人の変更手続きを行ってください。
- (4) 現場代理人兼任届出書の記載内容に虚偽があった場合又は現場代理人を兼任することにより現場の体制に不備が生じ、又は不良な工事となった場合は、当該兼任の取消し、契約解除、工事成績評定への反映、指名停止措置等を行うことがあります。

4 適用開始

令和5年1月1日以後に入札公告又は指名執行通知を行う建設工事から適用します。

（問合せ先）

日出町財政課 契約検査係

TEL 0977-73-3117（直通）